

児童扶養手当事務取扱要綱

平成14年 7月31日制定

平成22年 8月 1日一部改正

平成24年 7月 1日一部改正

平成31年 3月29日一部改正

令和 2年 4月 1日一部改正

令和 4年 4月 1日一部改正

第1 この要綱は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）に基づく児童扶養手当の事務取扱について、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「令」という。）、児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号。以下「規則」という。）及び児童扶養手当市等事務取扱準則（平成14年雇児発0704003号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 規則第1条の規定により、児童扶養手当認定請求書（以下「認定請求書」という。）に添付する書類は、以下のとおりとする。

- (1) 規則第1条第1の2号及び第2号に規定する書類は、別居監護申立書（様式第1号）とする。
- (2) 規則第1条第3号に規定する書類は、養育申立書（様式第2号）とする。
- (3) 規則第1条第5号イに規定する書類は、生死不明証明書（様式第3号）とする。
- (4) 規則第1条第5号ロに規定する書類は、遺棄調書（様式第4号）及び遺棄申立書（様式第5号）とする。
- (5) 規則第1条第7号イに規定する書類は、児童扶養手当における同一生計配偶者に関する申立書（様式第5号の2）とする。
- (6) 規則第1条第7号ニ(1)に規定する書類は、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第6号）とする。

2 その他規則に定めるもののほか、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める様式を添付する。

- (1) 令第2条第4号により認定請求するときは、事実婚解消・未婚の母に関する調書（様式第7号）による。
- (2) 前号において、児童の父又は母が事実婚を解消したときは、事実婚解消申立書（様式第8号）を添付する。
- (3) 児童扶養手当の受給資格認定に係る事務取扱いについて（通知）（昭和60年児企第37号）1(1)に定める場合、その理由等を申し立てるときは、住所要件に関する申立書（様式第9号）による。
- (4) 規則第1条第4号により請求する場合、児童扶養手当法〔別表第二〕における障害の認定要領（昭和36年児発第1374号）2(4)の調査は、父又は母の障害の生活状況調書（様式第10号）及び児童の父又は母の不就労申立書（様式第11号）による。

第3 要綱第2第(5)及び(6)の書類は、規則第3条の5の規定による所得状況届について準用する。

第4 規則第4条の規定により、定時の現況届に添付する書類は、以下のとおりとする。

- (1) 規則第4条第1の2号及び第2号に規定する書類は、別居監護申立書（様式第1号）とする。
- (2) 同条第3号に規定する書類は、養育申立書（様式第2号）とする。
- (3) 同条第3号の2ロに規定する書類は、生死不明証明書（様式第3号）とする。
- (4) 同条第4号に規定する書類は、生死不明証明書（様式第3号）とする。
- (5) 同条第5号に規定する書類は、遺棄調書（様式第4号）及び遺棄申立書（様式第5号）とする。

2 要綱第2第1項(5)、(6)及び第2項(3)の書類は、定時の現況届について準用する。

第5 規則第4条の2に規定する届出は、児童扶養手当に係る対象児童の年齢延長申立書（様式第12号）による。

第6 規則第5条及び第6条に規定する届出は、児童扶養手当氏名・住所・支払金融機関変更届（様式第13号）とする。

第7 規則第9条に規定する申請書は、児童扶養手当証書再交付申請書（様式第14号）とする。

第8 規則第12条に規定する届出は、児童扶養手当受給者死亡届（様式第15号）とする。

第9 規則第1条第4号に規定する障害認定診断書により、期間を定めて手当の受給資格を認定した場合において、認定期間後も手当を受けようとするときは、児童扶養手当障害有期認定請求書（様式第16号）による。

第10 児童扶養手当における外国人に係る事務の取扱いについて（平成24年雇児福発0621第1号）により受給資格を認定した外国人において、在留期間が定まっており、その期間の更新に伴い受給資格を延長する場合は、児童扶養手当支給期間延長届（様式第17号）による。

第11 受給資格者に、法4条に規定する支給要件の変動が生じた場合は、児童扶養手当支給事由変更届（様式第18号）による。

第12 その他、請求者が申し立てる事項がある場合は、申立書（様式第19号）による。

第13 この要綱に定めるもののほか、児童扶養手当の事務取扱について必要と認める事項については、その都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において旧様式という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項においては旧様式という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第3の改正規定は、平成31年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項においては旧様式という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項においては旧様式という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項においては旧様式という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。